

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	2
請願文書表	2

第 1 号 (6月7日)

開会、散会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	5
議案第31号の上程、説明	6
議案第32号の上程、説明	7
議案第33号の上程、説明	8
議案第34号の上程、説明	8
報告第6号の上程、報告	9
報告第7号の上程、報告	9
散会の宣告	10

第 2 号 (6月8日)

開議、散会の日時	11
出席議員	11
欠席議員	11
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	11
事務局出席者	11
議事日程	12
開議の宣告	13
一般質問	13
前 田 孝 議員	13
大 城 佐 一 議員	16
吉 濱 覺 議員	18

散会の宣告	30
第 3 号 (6月9日)	
開議、閉会の日時	33
出席議員	33
欠席議員	33
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	33
事務局出席者	33
議事日程	34
開議の宣告	35
議案第31号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	35
議案第32号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	38
議案第33号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	39
議案第34号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	39
諸般の報告	40
議案第31号～議案第34号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	41
請願第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	44
閉会の宣告	45
署名議員	45

平成28年第5回定例会会議録
(会期日程表)

開会 平成28年6月7日
会期3日間
閉会 平成28年6月9日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
6月7日	火	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・請願の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明・報告
6月8日	水	本会議	午前10時	一般質問
6月9日	木	本会議	午前10時	議案第31号～第34号質疑、予算審査特別委員会付託
		委員会	午前11時	議案第31号～第34号予算審査特別委員会 (検討～採決)
		委員会	午後1時30分	請願第1号総務常任委員会(説明～採決)
		本会議	午後4時	予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告(請願)、質疑、討論、表決 (閉会)

会期日数 3日間 本会議日数 3日間 委員会日数 1日間 休会日数 0日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
5	平成28年3月11日	国連の「沖縄県民は先住民 族」という勧告の撤回を求 める陳情	沖縄県豊見城市議会議員 陳情者 新垣 亜矢子	議員配布
6	平成28年4月8日	宇宙船地球号を守る為の提 議・地球社会建設決議提議 書	荒木 實	議員配布

請 願 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	請願者の住所 及び氏名	紹介議員 氏名	付託委員会
1	平成28年5月27日	パークゴルフ場の早期 実現に関する請願書	大宜味村字喜如嘉 320番地（社協内） 大宜味村老人クラブ 連合会会長 平良 松信	宮城 辰徳 仲井間宗利 安里 重和	総務常任委員会

平成28年第5回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成28年6月7日

1. 開会、散会の日時

開 会 (平成28年6月7日 午前10時00分)

散 会 (平成28年6月7日 午前10時22分)

2. 出席議員 (10名)

1番議員	大 城 佐 一	6番議員	前 田 孝
2番議員	新 城 一 智	7番議員	安 里 重 和
3番議員	仲井間 宗 利	8番議員	吉 濱 覺
4番議員	金 城 勇	9番議員	東 武 久
5番議員	宮 城 辰 徳	10番議員	平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	宮 城 功 光	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	大 城 武
副 村 長	島 袋 幸 俊	建設環境課長	新 城 寛
総務課長兼 村史編纂室長	神 里 富 松	会 計 課 長	山 城 咲 代
総務課参事	大 嶺 実	教 育 長	米 須 邦 雄
財 務 課 長	知 念 和 史	教 育 課 長	山 城 均
住民福祉課長	宮 平 和 美	選 挙 管 理 委員会書記長	神 里 富 松
企画観光課長	福 地 亮	監査事務局長	宮 城 豊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	議案 第31号	平成28年度大宜味村一般会計補正予算	提案説明
6	議案 第32号	平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	提案説明
7	議案 第33号	平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	提案説明
8	議案 第34号	平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	提案説明
9	報告 第6号	繰越明許費繰越計算書の報告について	報告
10	報告 第7号	事故繰越し繰越計算書の報告について	報告

◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
ただいまから平成28年第5回大宜味村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番 金城 勇議員及び5番 宮城辰徳議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月9日までの3日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から6月9日までの3日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
本定例会までに受理した請願は、お手元に配りました請願文書表のとおり、総務常任委員会に付託しましたから報告します。
次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。
次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付していますので、お目通しください。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎行政報告

- 議長（平良嗣男） 日程第4 行政報告を行います。
村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。村長。
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） おはようございます。
平成28年第5回定例会を招集いたしましたところ、全議員の御出席のもと開会できますことに対し、お礼を申し上げます。大変ありがとうございます。

では、3月から5月までの行政報告を行います。

3月12日には、中学校の卒業式があり、海染での最後の卒業式でした。

17日には、村内4小学校の最後の卒業式がありました。

23日には、学校跡利用検討委員の委嘱状交付を行いました。

4月3日、村立小学校開校、中学校移転開校式を行いました。

12日には、三村島ぐるみ会議の皆さんより基地問題について要請を受けました。

14日には、福島県西会津町の山口前町長の町民葬に出席をいたしました。

5月9日から12日まで、第5次総合計画基本構想について、喜如嘉、大宜味、塩屋、津波住区において意見交換を行いました。

12日には、中学校跡地活用審議会より答申を受けました。

24日には、第5次総合計画審議委員の委嘱状交付を行いました。

その他につきましては、スケジュール表を御参照願います。

次に平成27年5月21日から平成28年1月29日まで発注いたしました公共工事の入札結果を報告書として提出しておりますので御参照ください。

以上で行政報告を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで行政報告を終わります。

◎議案第31号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 議案第31号 平成28年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第31号 平成28年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）

平成28年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,712万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億811万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成28年6月7日提出

大宜味村長 宮城功光

以上、概要につきましては副村長のほうから説明をいたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） おはようございます。議案第31号 平成28年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）の概要を説明していきます。第1表歳入歳出予算補正で説明します。

1ページ、お聞きをお願いします。まず、歳入のほうから説明していきたいと思います。

補正総額として1,712万7,000円の増額となっております。

13款国庫支出金542万9,000円の増額です。主なものとして、年金生活者等支援臨時給付金事業、マイナンバー関連、国庫補助金の増であります。

14款県支出金48万8,000円の増額です。

15款財産収入330万7,000円の増額ですが、土地貸付料基金利子の増であります。

17款繰入金473万円の増額です。企業立地奨励金に伴う財産形成基金取り崩し金、加工施設修繕費に伴う中山間ふるさと農村活性化基金取り崩し金であります。

20款村債300万円の増額。エコツーリズム地域活性化支援事業であります。

以上が歳入であります。

続きまして、歳出の主な概要を説明します。次の2ページをお開きください。

各款にあります人事異動等に伴う職員の構成、変動等によつての増減がありますが、割愛させていただきます。

2款総務費590万6,000円の増額です。主なものとして、一般管理費で熊本地震義援金、企画費で北部広域事務組合負担金の増があります。

3款民生費210万3,000円の増額ですが、主なものとして、臨時福祉給付金事業351万円の増となっております。

6款農林水産業費159万4,000円の増額です。主なものとして、特産品加工施設の機器取りかえによるものです。

7款商工費535万9,000円の増額ですが、主なものとして、企業立地奨励金、エコツーリズム地域活性化支援事業によるものです。

8款土木費378万5,000円の増額ですが、主なものとして、根路銘上原線災害防除仮設鋼材購入費によるものです。

予算書、次の3ページをお願いします。

13款諸支出金400万8,000円の増額ですが、主なものとして、財産形成基金399万1,000円によるものです。

14款予備費493万7,000円の減額となっております。

以上が歳出の主な概要です。

4ページには、地方債の補正を記載しています。限度額2億9,750万円から300万円を増額し、3億50万円となっております。

なお、詳細については、委員会等で説明させていただきます。よろしく御審議のほどお願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第32号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 議案第32号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第32号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

平成28年6月7日提出

大宜味村長 宮城功光

なお、概要につきまして説明いたします。歳入はなく、歳出のみの補正となっております。

1 款の総務管理費181万4,000円、2 款で高額療養費 2 万4,000円をそれぞれ増額し、増額分を、12 款予備費183万8,000円を減額しております。

なお、詳細については、委員会で担当課長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第33号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第33号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第33号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）平成27年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

平成28年6月7日提出

大宜味村長 宮城功光

主な概要といたしましては、予算書の1ページをお開きください。

2 款簡易水道事業費36万7,000円の増額ですが、委託料増額によるものです。

なお、詳細については、委員会で担当課長から説明させていただきます。よろしくお願いたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第34号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第8 議案第34号 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第34号 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ438万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,762万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、320万円と定める。

平成28年6月7日提出

大宜味村長 宮城功光

歳入の主な概要といたしましては、予算書の4ページをお開きください。

4款繰越金118万9,000円の増額です。

6款村債が320万円の増額です。

以上が歳入の概要です。

歳出の主な概要としては、予算書の5ページをお開きください。

1款公共下水道事業総務費110万2,000円の増額で、委託料の下水道BCP作成に関する共同研究費によるものです。

2款公共下水道事業費320万円の増額で、委託料の単独事業設計業務によるものです。

詳細につきましては、委員会で担当課長から説明させていただきます。よろしくお願いたします。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎報告第6号の上程、報告

○ 議長(平良嗣男) 日程第9 報告第6号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。報告を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 報告第6号 繰越明許費繰越計算書の報告について

平成27年度大宜味村一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告する。

平成28年6月7日提出

大宜味村長 宮城功光

繰越計算書については、添付してございますので御参照ください。

○ 議長(平良嗣男) これで報告を終わります。

◎報告第7号の上程、報告

○ 議長(平良嗣男) 日程第10 報告第7号 事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 報告第7号 事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、別紙のとおり平成27年度大宜味村一般会計事故繰越し繰越計算書を報告する。

平成28年6月7日提出

大宜味村長 宮城功光

計算書については、添付してございますのでどうぞ御参照願います。

○ 議長(平良嗣男) これで報告を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長(平良嗣男) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

(午前10時22分)

平成28年第5回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成28年6月8日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成28年6月8日 午前10時00分)

散 会 (平成28年6月8日 午前11時50分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員	大 城 佐 一	6 番議員	前 田 孝
2 番議員	新 城 一 智	7 番議員	安 里 重 和
3 番議員	仲井間 宗 利	8 番議員	吉 濱 覺
4 番議員	金 城 勇	9 番議員	東 武 久
5 番議員	宮 城 辰 徳	10 番議員	平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	宮 城 功 光	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	大 城 武
副 村 長	島 袋 幸 俊	建設環境課長	新 城 寛
総務課長兼 村史編纂室長	神 里 富 松	会 計 課 長	山 城 咲 代
総務課参事	大 嶺 実	教 育 長	米 須 邦 雄
財 務 課 長	知 念 和 史	教 育 課 長	山 城 均
住民福祉課長	宮 平 和 美	選 挙 管 理 委員会書記長	神 里 富 松
企画観光課長	福 地 亮	監査事務局長	宮 城 豊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 任 前 田 望

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

- 議長（平良嗣男） 日程第1 一般質問を行います。
通告順により、発言を許します。
-

◇ 前田 孝 議員

- 議長（平良嗣男） ゴルフ場賃貸料等及び債務者の現状と今後の活用計画について、前田 孝議員。
6番 前田 孝議員。
- 6番（前田 孝） おはようございます。それではゴルフ場賃貸料等及び債務者の現状と今後の活用計画についてお伺いをいたします。

ゴルフ場用地は昭和62年12月10日に塩屋観光開発株式会社と20年間の賃貸借契約を締結されましたが、残念ながら所期の目的を達成することなく現在に至っております。その間、再三にわたる会社役員の変更がありました。これは再三と申し上げておりますけれども、調べたところ代表取締役6名がかかわっております。それで平成16年10月4日に、土地明渡等請求の訴訟が那覇地方裁判所名護支部へ村長から議会の議決に基づいて提出され、平成18年8月18日に村の勝訴の判決がありました。しかし、会社側は平成18年9月1日に控訴したが、平成19年3月27日に控訴棄却の判決であったにもかかわらず、その後さらに上告を行い同年6月15日に却下されているのがこれまでの大筋の経緯であります。この経緯については、執行部の皆さんは当然御承知であろうと思っております。その判決の確定によりまして、平成8年度分から平成12年度分の賃貸料47,219,167円と平成12年度分から平成18年度分の賃貸料相当損害金90,542,832円の合計金額137,761,999円が未納となっておりますが、その債権回収の見込みと債務者の現状について、1点目お伺いをいたします。

また、当該地に太陽光発電設備整備製造工場建設契約が平成24年12月27日に締結されたが、この事業も頓挫し契約解除に至っている。今後の活用計画を早急に策定すべきと思いますが、見解をお伺いいたします。

- 議長（平良嗣男） 村長。
（宮城功光村長 登壇）
- 村長（宮城功光） 御質問にお答えいたします。

債務の回収見込みにつきましては、平成17年度より平成28年度まで、毎年納入通知をしているところで、平成25年5月と、平成25年、26年と直接相談に行っていますが、一向に納入してもらえない状況で、債権回収の見込みはかなり厳しい状況であると思っております。また債権者の状況につきましては、平成25年4月16日に代表者の変更と同時に、事務所の所在地が根路銘1474番地の1より、那覇市楚辺1丁目3番76号へ移転されています。ゴルフ場跡地の活用について土地利用の観点から、第3次国土利用計画におきまして、公共、公用施設用地やレクリエーション用地、空き地などの用途を定義する、その他

の用地として区分設定させていただいております。平成23年6月に制定しました、大宜味村企業立地促進条例の背景に現在、数名より事業提案を受けていることもあることから、慎重に対応しながら、今後も積極的に企業誘致に取り組んでいきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） その債権回収については大変厳しいというお話ですが、厳しいというよりは、私は恐らく回収は不可能だろうと自分なりに判断をしているんです。なぜならば、このゴルフ場、当初の場合には、会員募集をして162億円の資金を調達されているわけですが、それでその当時の建設会社であった大成建設には43億円が支払いされていると。その間、親会社は那覇事業本部の閉鎖とか、沖縄営業所の撤収が行われて、全国の支店、営業所が次々に閉鎖してとなっております。そしてそのときの代表者による資金の不正流出が発覚したということも、これは裁判の中で明らかになっているというのが事実であろうかと思うんです。そこでその債権回収は厳しい状況だなと思うんですが、1つは地方自治法第96条第1項第10号による権利の放棄、これは議会の議決を必要とするわけでしょうけれども。それともう1つは、地方自治法施行令の171条の7、免除規定がございますね。この2つでしか対応できないだろうと思うんです。この施行令の171条の7でやる場合は議会の議決を要しないと、これは村長独自で免除と規定できます。しかしその場合は、その履行期限から10年経過したときでなければ、免除の行為は行えないと。この10年というのは民法が適用されますから、そろそろ時期に来ていますと、その辺、総合的に判断して早急にやっぱり検討に入るべきじゃないかなと。これは本村にも顧問弁護士がいらっしゃいますから、弁護士とも相談をしながら、確かにこれだけ権利の放棄をするということになれば、村民から声も上がると思うんです。しかし、この前に例がありますね。平成24年5月26日に債権の放棄、これは合同会社大宜味シークワサー振興組合ということで、債権の放棄をされております。これも第96条第1項第10号に基づいてのものですね。この金額は146万1,900円という額はそんなものなんですけど、そのいきさつも、経緯もありますから、その辺も検討してやっていただきたいと思うんです。いつまでもこの債権を保留していると、ほかの仕事に全力集中できないんじゃないかと思うんです。これは十分村民にも説明しながら、そういう方法論もあるということを私は提起しておきたいんですが、いかがお考えでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 現状からして非常に厳しい債権であるということ間違いありません。しかし、村民にとっては1億3,000万円という多大な金額ということもあって、なかなか今まで手をつけることはできなかったんですが、自治法または施行令に基づいて措置することも1つの考えだと思っております。村としては、やはり議会の施行令に基づくことじゃなくて、自治法に基づいて議会にも理解してもらって債権をなくすというのが妥当だと思っております。そういうことも含めて、早急に検討はしていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 今、副村長からお話がありましたように、地方自治法第96条第1項第10号の規定によると議会の議決に絡んできますからね。それが村民の総意として結果が出るということは、当然執行部側の考えとしてはそう出てくるだろうというのは推測されるわけです。私もその線に来るだろうと見ています。その辺、今後十分検討なさって時期も見計らいながら、またその辺の底辺の条件整備も行いながらお考えいただければと思っております。

次に今後の活用計画についてお伺いをしておきたいと思うんですが、先ほど村長から第5次総合計画の中では、その利用計画をうたっておられるということですが、今月中にまた臨時会が開かれて、それで審議になると思うんですが、それで去った5月18日のタイムスに目を通してありますと、内閣府の特別機関日本学術会議は17日に、国立自然史博物館を設立すべきという提言を公表されておりますが、その学術会議では沖縄を押しということが言われております。そこで今後、世界自然遺産登録との兼ね合いで、そのゴルフ場跡地など、こういう施設などに早く手を挙げていただいて、誘致していただくことも考えられないかと。それとあわせて、また災害時の拠点整備ということもあれだけの土地ですから、抱き合わせてもできるんじゃないかと考えられるところなんです、国立のそういう自然史博物館ができることによって、ライフライン等、いろいろなものが整備できるだろうというように期待をするわけですが、これはまた提言が出たばかりなんです、そういう公表もされておりますので、ひとつ村としてもこれについて御検討いただきたいと思うんですが、この2点についてどうお考えでしょうか。お伺いして質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） ゴルフ場の活用については、これまで企業立地促進条例の施行後、2件の企業進出が決定されてきましたが、いずれも事業開始までは至っておりません。そういうこともあって、本当にその活用については慎重を期さなければ、さらに慎重を期さなければいけないだろうと思っております。先人から受け継いできた本当に大切な土地でありますし、そういうこともあって、国などの機関の誘致というのは非常に妥当、先人から受け継いできたということもあって大切にする意味からも、国の機関の誘致というのは非常に有効な手段だと考えております。先ほど議員のほうからありました特別自然史博物館、それは自然史の標本の収集あるいは整理保管、標本に基づく自然史化学の研究、あるいは自然史標本を活用した展示と教育と一般社会への普及を担うのも、それぞれのものをあわせ持った施設であると、この自然科学研究会ですか、そのあたりからも提言されております。その中で場所については、まず中央に国立の科学博物館を挟んで、南北に今言う国立自然史博物館を持っていこうということを提言されております。その中で、場所については具体的なものは出てきていないんですが、このタイムスの中にも、実際は候補地に沖縄県が挙げてもらいたいと。あるいは沖縄自然史博物館の設立が本音であるというのが新聞のほうにも出ております。そういうこともあって、当地への国立自然史博物館の誘致は情報を収集しながら積極的に進めてはいきたいと考えております。その地というのは、生物多様性とか、そういう地でもありますし、非常に有効な手段だと考えておりますので、積極的にやっていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 国立自然史博物館につきましては、現在、奄美やんばるの国立公園化に向けて協議を進めているところでありますけれども、それについては、恐らく7月から9月の中でいつの日を設定するか、国立公園として認定するかということで、今3村と奄美との連携の中で日にちを語呂合わせでやりたいということで話を進めているところであります。予定としては、平成30年ごろに世界遺産の指定があり得るということで報告を受けていて、私もちょっと関心を持っていたものですから、11月14日に関係者の皆さんが「国立自然史博物館を」という講演会が県の博物館で昨年11月14日にありました。その講演会に参加しまして、いろいろ内容を聞いてみました。非常にすばらしい、そういう施設ではないかということで、私もできるだけ早く手を挙げたいという思いをしておりまして、東村の村長と

も話をしたところ、やはりつくるんだったら大宜味村だよなという話を2人でやったところです。ぜひ、早い時期に国立自然史博物館の誘致の決議をして、関係機関に要請をしたいと思っております。そのときはまた皆さんの御協力をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で前田 孝議員の質問を終わります。

◇ 大 城 佐 一 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に墓地基本計画の策定と用地の整備について、大城佐一議員。

1 番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） おはようございます。一般質問を行いたいと思っております。

墓地基本計画の策定と用地の整備について。

墓地経営について墓地埋葬法では、地方公共団体や宗教法人及び公益法人が主体となって行うものとされ、原則として個人による経営は認められていません。これは個人墓地が無秩序に各所に散在する事態を極力避けるべきであるとの考えによります。

個人墓地は、例外的に山間へき地等で既存墓地を利用できない場合に認めることを想定しています。しかし、沖縄県では、伝統的な門中墓や家族墓に見られるように、復帰前においては個人墓地を所有することが根強く一般的な慣習となっていたため、復帰後もこれまでの慣習に配慮して個人墓地を容認してきた。このことが、無許可墓地や個人墓地の増加・散在化を招いていると考えられます。その結果、生活環境問題、墓地と住宅地の混在による住環境イメージの低下、景観の悪化の支障等が生じていて、沖縄県は、平成12年3月に望ましい墓地のあり方、市町村の公営墓地の整備に取り組む方向性を示した「沖縄県墓地公園整備基本指針」を策定しました。また、県は地域の実情に即した墓地行政を推進するため、墓地等の経営許可事務を県から市町村へ権限移譲している。以上を踏まえて下記についてお伺いします。

1：大宜味村墓地整備基本計画の策定及び条例の制定計画はあるか。

2：墓地用地の確保・整備の構想はあるのか。以上、お伺いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

大宜味村墓地整備基本計画の策定及び条例の制定計画についてという質問でありますけれども、この件につきましては、基本計画の策定や条例の制定について現在、策定及び制定は行っておりません。そこで県内市町村及び近隣市町村の制定等を確認の上、策定及び制定に向け必要性を検討しながら取り組んでいきたいと考えております。

2番目の墓地用地の確保、整備の構想について。用地の確保、整備の構想についても、現在、構想計画は行っておりませんが、土地利用計画等の中で検討をしていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 1 番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） 大宜味村の墓地整備基本計画は、今の答弁ではこれからということで、現在は条例も計画策定もないということでありましたが、この権限移譲をした時点でのこういった整備はやっておくべきではなかったかというふうに思っております。近隣市町村ということでありましたが、これは権限移譲した市町村が平成27年の4月1日現在ですが、今帰仁と嘉手納町だけまだやられていないと

いうことであります。今帰仁村についても、平成25年9月18日の9月定例会で、ちゃんと権限移譲する前に、こういった墓地等の基本計画の策定を踏まえて、この条例も制定して実施していくということで、議会での村長の答弁があつて、平成27年度からこの権限移譲を受けるということで議会での答弁がなされているんですが、実際に平成27年4月1日現在ではまだ残っているということではありますが、やられたかどうかの確認はとっていないんですが、こういうふうに議会でやられています。これは本部町も平成26年3月10日の3月定例会で墓地の経営の機関に関する条例の制定ということで議題として提案されて、一応承認されていると思いますので、その辺はきっちり近隣市町村も踏まえて、本当にこれからの墓地の許可のやり方について、これもやっぱり先ほど述べたとおり、これは県の基本計画の策定の中にもいろいろたわれております。この個人墓が周囲の住宅との兼ね合いから相当環境が悪化されるという疑問点もあるし、その辺を徹底的にやってもらって、この許可を早目に条例制定と基本計画の策定をやってもらいたいと思います。

あと墓地用地の確保、整備の構想があるのかということで、これもこれからの構想ということでありましたが、大宜味村の第3次国土利用計画の概要版なんですけど、この概要版にもちゃんと利用区分の基本方向ということで7番目、その他に既存墓地用地の効率的活用及び地域に調和した集約的な墓地の設置の指針ということで、ちゃんとこの基本国土利用計画の中にもうたわれておりますので、その辺はもう少し整理して墓地の利用ができるように願いたいと思いますが、どういうお考えでまたこれからやっていくかお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 議員おっしゃるように、まず沖縄では先ほども話をされていたように、大半が門中墓や家族墓に代表されるような、個人墓がこれまで対応した経緯であります。今後は、墓地埋葬法の趣旨、指針に基づきながら市町村が経営する公営墓地で、村民の墓地需要に応じていく必要があると思っております。しかし、他県に比べるとこれまでの歴史的、文化的、いろいろそういう生活衛生、環境保全とか景観上の問題が、特に沖縄においても、都市地区においてはそういう問題が大きな問題になっているかと思っております。我が村においても同様な状況が多々見られております。そんな中、村での墓地地域は各字点在していて、墓地を求める際に苦慮しているのが現状でございます。そこで今後は、これらの課題を踏まえた上、村民との意見交換等も必要かと思っております。その対応をしていきながら、さきにも村長が述べておりましたように、土地、利用計画、その中で整合性を図りながら地域の皆さんの意見も聞きながら、かなりデリケートな問題で、いろいろ墓地、用地の確保についてはデリケートな問題でございますので、慎重に取り扱っていきたいと考えております。村の状況を見ますと、墓地地域がかなり小規模で、いろんなどころに先ほども話したように点在しておりますので、その辺を考えながら今後検討させていただきます。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 行政としても、墓地を求めるには苦勞していることは御存じのとおりであります。例外的に、村内にもあっちこち散在しているところを見ると、共同墓というもので、今、例を言うと塩屋にも2カ所、3カ所ぐらい共同墓があるんですが、現在もいろいろ都合でこの方たちがこの共同墓にはできないとか。また特に、田港にある共同墓については、もともとの県道を改修したために改修した道が上がったものだから、入り口が相当下がって水がたまって、納骨するときに苦慮しているわけです。県道改修のために道が上がったものですからね。そういった事情もあつて、個人的に墓地が

できるようなところはないかということで個人からも相談を受けたこともあります。こういうことも、やっぱりみんなそういうふうに思っている方もたくさんいる中で言えない立場もあると思いますので、しかし、今までやってきた風習の中で、この共同墓というのは各村の、また意思疎通を図るためのあれも大事だとは思いますが、こういった墓地がないかという方もいますので、その辺も踏まえて検討していければと思っております。墓地埋葬法の中で火葬場ということもうたわれて、例えばの話ですけれども、墓地を村でやるには、もう火葬場も一緒に整備して、火葬場と墓地を一緒にやればどうかというふうに思っているんですが、これは山の上にはできないと思うんです、今の現状からすると。そうした場合には、先ほどあった世界遺産の登録との兼ね合いはどうなるのか。その辺の問題も出てくるのかも考慮していただきたいと思います。

あと、今帰仁、本部でもこういう墓地のあれを町村でやりたいのだが、やっぱり財政的に厳しいというものは出ております。これも共同墓というのは沖縄県独特の風習の中で生まれているものがありますので、一括交付金の活用もできないか、その辺をちょっと考えてもらってできるかどうか。沖縄独特の風習でありますので、この活用もできないか皆さんで考えて、一緒にぜひ墓地についても皆さんで考えてもらいたいと思います。まずは基本計画の策定と条例の制定が先だと思いますので、その辺の御検討をお願いして終わりたいと思いますが、最後に村長一言ありましたら伺います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 先ほども申し上げましたように、やはりこの問題については、各といいましょうか、田嘉里区からもそういう要請がありまして、ぜひ早目にそういう対策をとらないとできないという思いはしております。私としては大宜味村の空き家対策をするためにも、どうしても納骨堂とかそういう関係のものをどうしてもつくらなければいけないんじゃないかなという思いもしております、メモリアルパークという形になるかもわかりませんが、そういうものをぜひ進めていきたいと。これについては、先ほども議員からあったように、火葬場の運営あるいは火葬場の整備計画の中でこれから検討して、しっかりとそういうものが村民のニーズに合うような形で計画をつくっていきたいと考えておりますので、どうぞ御理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 以上で大城佐一議員の質問を終わります。

◇ 吉濱 覺 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に弱者を支える村づくりについて、吉濱 覺議員。

8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 弱者を支える村づくりについて次のことを伺う。

1、5月に私が住む隣近所や集落で、60代の男性の孤独死や自殺が続いてあった。病と就労の問題から派生したと思われる。又、引きこもりの方もいて将来が見通せない現状もあり、生活困窮者の自立支援をどのようにしていくのかを具体的な対策の説明を求める。

2、全ての住民が障がいの有無にかかわらず、等しく安全で快適な生活を送ることができる自立と共生の社会を実現することが求められる。そのためには、障がいの状況やその特性に応じた多様なニーズに対応した、きめ細かな障がい福祉サービスの提供が必要である。また、社会との関わりを持ち、生きがいを感じながら生活を送ることができるよう、就労や地域活動など社会参加の促進をどのようにしていくのかを具体的な説明を求める。

3、国は今後の学校施設整備は、教育機能のみならず、予め災害時の避難場所として必要な諸機能を備え、安全性・防災機能強化の必要性も示している。東日本大震災の教訓を活かしたとは思えないこの事業は、行政運営上ありえないことである。

東日本大震災から私たちはこれまでに、この震災から多くの教訓を得てきたはず。本村では、だからこそ塩屋湾沿いにあった重度身体障がい者施設や消防がいち早く高台に移転している。

学校敷地中間部から標高約20mの裏山へ安全な避難が可能だとの計画を示し、計画に不安や反対する住民と防災地質学専門家などの指摘を無視するように、埋立地「結の浜」に村立小中学校は4月に移転開校した。

しかし、学校施設は各施設でバリアフリーが施され、将来は2階に上昇できるエレベーターのスペースも確保がされてるとの説明も受けている。

村は避難路工事を着手しているが、北側の階段は避難困難を回避する追い越しが可能なスペースが確保されていない踊り場が12か所に245段もあり、標高約34mの位置の避難場所に避難するのに間に合うとしている。階段を利用できない災害弱者は、学校敷地から村道など1,191mの距離を移動して、村が示した場所に避難すると、避難に有する時間は45分で、津波到達時間36分内の避難は時間を超過する。また、それ以前に避難する車の疾走が予想される国道を横断できるのか。さらに標高6.5mにかさ上げされた学校敷地から約4mも低い国道に一旦降りなければ避難ができない。国道を横断できないでいる間に北と南と中間の河川から津波が回ってくる。

村長は高架橋についてはその必要性をこれまでに度々表明をしている。また、大宜味村は全く避難困難地域ではないので、5分以内で十分避難することが可能であるとして、避難路の実施については、しっかりと保護者や住民に報告ができるように地域懇談会を進めていきたいとしている。しかし、3月12日に結の浜で説明会を開催したと報告を受けているが、他の地域では未だに実現していない。特に保護者からは、子供たちのために学校の屋上から国道をまたいで直接高台に避難できるスロープ式の高架橋を設置できるようにしてほしいとの声がある。

津波に対して無謀な埋め立て地に学校を造ってしまっているのが、未来を担う子供や災害弱者の命や尊厳に係わる安全確保を無視していいことにはならない。また、身に危険を感じて村外に転出した家族もあり、判断に苦しみ躊躇している家族もいる。住民の信頼を取り戻すには膨大な精力が必要であり、誰もが納得・安心できる施策と説明を村に要望する。村当局は、3月定例会で認定こども園の設置について、大宜味小学校跡を検討していると表明している。避難については役場職員の協力体制がとりやすいと安全性の理由も上げている。混沌とした情報が不安に陥っている。きちっとした情報を提供し災害対策を示してほしい。情報を村全体で共有する意味でも避難階段が完成した時に現場検証も含めて説明会の開催を求める。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

今回の痛ましいことについて、心からお悔やみ申し上げます。その報告を受けて住民福祉課では、包括支援センター職員とともに5月6日からすぐに65歳以下の方を対象に、区長、民生委員、社会福祉協議会等の協力を得ながら各区を回り実態調査を行っています。実態調査を終えたら整理をし、地域の方々の支援態勢づくりや、あるいは北部福祉事務所、就職生活支援パーソナルサポートセンター等、連

携をとり、個々の状況に応じた自立支援態勢を図っていきたいと思っております。引きこもり、将来が見通せない方の支援についても、今回の補正に計上させていただいておりますが、8月から来年3月まで毎月、臨床心理士による心の相談室を開所し支援していく予定であります。

2番目の障害者福祉については、特に住宅の障害者に関しましては社会とのかかわりを持ち、生きがいを感じながら生活を充実させるサービスとして、移動支援事業を社会福祉協議会に委託をしております。また就労についても、近隣市町村の障害者の事業所に結びつけており、個々の状況に応じた支援を行っています。今年、第3次大宜味村障害者計画の策定の年であり、平成29年から平成35年までの計画となっております。対象者の実態調査やニーズの調査を行い、福祉サービスへつなげていきたいと考えております。

3番目について、議員の質問の中に、学校敷地の高さが6メートル50センチ、国道の高さが平均4メートル45センチ、学校との国道の高低差は2メートル5センチしかありませんが、質問の中では学校敷地と国道の差が4メートルと書いております。これは大変住民に誤解を招くことになると思います。この数字がどうして出てきたかというのをしっかりと質問する側としては明確にすべきだと私は考えております。なお、この学校の敷地から国道についてはスロープで取りつけをしているところであります。もし、必要であれば、国道の図面も提示しますけれども、先ほども言いましたように、2メートル5センチの差しかありません。それにスロープをつけてやっているということを御理解いただきたい。

それとこの結の浜が津波に対して無防備な埋め立てとされておりますけれども、決してこの埋立地を計画したときに、津波に対する無防備は全く考えていないところであります。また、この避難路完了後の住民説明会については、これから検討していきたいと考えているところであります。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） お答えします。

今回の質問、教育長に答弁を求められていますが、質問された内容を十分勘案しますと、教育長が答弁すべき事柄がないとの判断でございます。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 1番の孤独死の自殺については、先ほど村長から答弁がありましたけれども、5月6日に村で一応話し合いを持たれて、社協などと調整して進めていると。ところが、私も平成27年度ゆいまーるネットワーク支援事業の報告書。報告会のときには会合が重なって参加することができませんでした。それで後日資料をもらいにいきました。前回の似たような報告書の中にも同じようなことが書かれていたのを覚えております。それでこの報告書の中でこれは社協に委託した事業だと思えます。社会福祉協議会が出ております。感じたこと、まとめの前段に書かれてはいますが、大宜味村でも孤独死、自殺と残念な結果もありました。体調の変化に気づき、医療や介護保険、ほかさまざまなサービスにつなげたり、包括支援センター、村福祉課、区長、民生委員、駐在員などの関係機関との連携、情報交換がとても重要です。今後も連携を密にし、チーム一丸となって推進していきたいと思っております。課題は医療機関との連携の弱さもあります。地域医療の充実を切にお願いしますということで感じたこと。連携がされていないという形で、その感じたことが半年後に、半年後もないですね、これは3月にやっているのに、2カ月後ぐらいですか、起こっています。そして私はたまたまこの2件、1件目は最初に起こった孤独死の場合については、私、その直前に出張がありました。そうしたら出張に

行く前に道で、隣近所ですが、ばったり会って声をかけました。それから帰ってきたらまた隣の人が異常を来している、悪臭もある、戸締まりもされている。そういう中で二、三日たちましたかな、ちょうど喜如嘉で敬老会がありました。敬老会のときに隣の人がうちの排水はここから川に流れている。恐らく隣のものだと思うんだけど、3日間ぐらい流れていると。それで前から連絡していた民生委員である区長に電話するけれどもとらない。敬老会だからとらないだろうということで110番に電話して、呼んでいろいろ、また駐在が派遣されてきて。その中で親族とのやりとりもあったんですけども、1カ所戸締まりされていないところがあってそこへ入りました。私はもう入らないでいいと。キンバエと悪臭がぶーっとなっていて、恐らく私も死を感じて連絡しましたがけれども、その人は結果的には私も事情を聴取されて、最後に見た人と、そして通報した人ということで私も重要参考人といいますか、そういうような話でした。それでそういう連携がいていなくて、その人は、実は民生委員とかパーソナルサポートセンターに連携していたんですよ。私は相談員でもないし、そうしたら余計なお世話だということもあって、そしてまた彼も仕事につけなくて、病氣していたんです。ところが収入がない、周辺から彼に金も払っていてと言うけど、結果的には病院にも行けず。

○ 議長（平良嗣男） 吉浜 覚議員、そういう細かい点は別にあなたの一般質問の中での、弱者のあれですから、これもそれに入っているかもわかりませんが、細かい点は必要ないと思います。もっと絞ってやってください。

○ 8番（吉濱 覚） はい。今言ったような形で隣近所も気をつけているけれども、やっぱりこの医療・介護・保健・福祉の連携がとられていないというような状況にあります。それがこの報告書にあったものが、二月後にはまた同じこと。また喜如嘉にも、地域にも、その後何名かいます。それでまた引きこもりの方々もいます。それを実感していただきたいと思います。

それから2番目に、住民の障害の有無にかかわらず、等しく安心して安全な生活ということでやっているの、この障害の人たちがハンディを持っていながら改善して、誰も等しく安全で快適な生活を送るということでやっておりますので、それを推進していただきたいと思います。それで3番目につないでいきたいと思います。

3番目に、教育長は答弁するあれがないという話でしたけれども、村長が国道が4.5メートル下がっているというものは、私も新しく教育長に言って、課長にも言って、前にですね、これが教育委員会から2年前かな、出されているんです。この中で教育委員会が出した中で津波想定浸水模式断面図、寸法は書かれていないけれども、スケールではかったら、約4メートル。これは建物高が6.5メートルかさ上げして、海からの空白のところがあると4メートル、下が3.5メートルですから、恐らく4メートルです。根拠はこれにあります。だから教育委員会にはこれと新旧対照表をもって提出しなさいと言ったら、その部分は欠けてですね、今、出している文書だけがやっていて、違いは違いがあるということで出せばいいんじゃないですか、何で出さなかったんですか。ですから教育長確認して出してくださいよと言って、それからまた新聞と住民の論壇の中にありますけど、説明会の中にこれは埋立地は人の集まる場所であり、避難経路は当然必要であるから着手されている避難工事は、そのまま進めていいだろう。だが、子供たちのためには学校の屋上から国道をまたいで直接高台に避難できるようスロープ式の高架橋を設置してほしい。高架橋については村長もその必要性をたびたび表明しており、さきの報告会では教育長も検討する発言をしていた。そういうふうな話があるわけです。そうしたら。

○ 議長（平良嗣男） 吉濱 覚議員、あなたの通告の中に今の教育長が答弁するような場面がないん

ですよ。そこら辺は、あなたが通告をちゃんとやらないとちゃんと答弁ができない。あなたもちゃんと絞って物を言ってください。お願いします。

○ 8番(吉濱 覺) 今、議長から指摘ありましたけれども、村長が先ほど4メートルの根拠はどこからでしたかということで、それは教育委員会が出したんですよと。そして教育委員会はそれを出してくださいと。この件も含めて。これに対してきちんと説明できるようなものを出してくださいと、修正したのも。ところが修正されたものにはないです。そういうことで私は住民説明会をきちんとやってほしいということ言っています。ただそのこともきっちり教育委員会と村長部局で調整して、最初に出したものとこんな違いがあって、やるやると言ってやらない。そういう問題が不信に陥っているんじゃないですか。そして1月議会でしたか、臨時会で、この避難経路の工事請負契約のときに賛成討論、反対討論がありました。賛成討論のほうで4月1日から小学校の移転、中学校の移転が行われます。先ほど反対討論の中にありましたように、浸水の問題がありますけれども、浸水するから避難はやっぱり確保しないといけないだろうと私は考えているところです。児童生徒の生命を守るにも、一刻も早い避難路の整備は必要だったと考えております。できるだけ早くこの避難路が完成し、子供たちに安心を与えるのが仕組みではないだろうかという立場で、これはごもつともです。だから不安を抱えているのどこから出たかといったらお互い私が言っているのは教育委員会から、部局から出てきているわけだから、その辺を調整して、ちゃんと説明会を持ってください。再度言います。ここで断言してください。

○ 議長(平良嗣男) 村長。

○ 村長(宮城功光) 1番目の件については、さっきも言ったように調査後に、地域の皆さんの協力を求めながら今後対応していくということ先ほども答えたとおりであります。

また2番目の障害者福祉に対しましても、これから平成29年から35年までの計画書をちゃんと策定をしてやっていくということさっきも答弁しておりますので、その辺御理解いただきたいと思っております。

それと私は、あなたが今質問しました中で私が4メートル50センチ差があるということは言っておりませんので、2回目の質問の中でこういう発言がありましたので、これを訂正してほしいと思っております。私が言ったのは学校の校舎の高さの位置が6メートル50センチ、国道の高さがその横断歩道のある場所では4メートル45センチありますよ。それでさっきもこれを示してやっているわけです。あれはあなたがメジャーではかったかもしれないですけども、あれは正確ではないんです、ああいうものはちゃんとここに図面としてあるものが、あるんですよ、ちゃんとしたものが。それでそのことについてですね、私は懇親会の場所でも説明しています。新聞の論壇で4メートルの差があるということを書いておりますけれども、決してこういうことはありません。学校の高さが6メートル50センチで国道の高さが平均で4メートル15ありますよということを私は各説明会でも言ったつもりです。そういうことで、ぜひあなたが、今、我々がこの結の浜建設埋立事業を進めた中で全く津波に対して無防備な工事はやっていないんです。その辺は、するとですね、無防備ということを書いていると。正直、村の行政が無防備なそういう工事をしたのかということになりますよ。それはやっぱり訂正すべきだと私は思っております。以上です。

○ 議長(平良嗣男) 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番(吉濱 覺) 1番、2番については説明あったとおり、また頑張ってください。

3番目の件についてはちょっと食い違いがありまして、その図面は先ほど言った高さの問題はですね、あくまでも寸法は打たれていないんですけども、それは基本的には教育委員会が出しています。場所

は特定していませんので、それが基本的に議会に提出された資料です。だから約というふうな寸法で合っているのですが、この場所場所によっては違うと思います。実際、現場見て私も4メートルぐらいはないと感じています。村長が言っているのが近いのかな、そんなぐらいかなと。だからそれをきちんと最初に出した、教育委員会が出した資料と違うわけですから、その辺は対照表で出していただきたいと。

それから先ほど障害者の話などもありましたけれども、その階段を上れない人はどうするかと。そして新聞にもあったように、要するに車椅子など、階段を上ることができない人は高台へつながる村道をつくって避難してもらおう考えだ。ところが訂正したものについては、階段のものしかないんです。この村道を利用したものの、最初の数字から引っ張ってきてきちんとやって、先ほど高低の問題と。それをやっぱり住民に知らしめる必要があると思っております。

それから無防備なという話を村長が言われましたけれども、当初そういう埋立地に移すということで、村長はそのときPTAの役員をしておりました。確かに問題があると、PTAでも論議しなければならぬということで前の議会でも少し話したんですけども、それは名護では博物館とか給食センターが高台に上って災害時に備えると。そうしたら村長は警察も高台に上がるよと、じゃあみんなで話をしましょうと、無防備の話はね、その辺はやっぱり、先ほど冒頭で言ったようにそういう学校施設は高台に避難しないで移そうということで話しているわけですから、当然無防備だとか云々の話は、私は詭弁だと思っております。一応、このことについて違いは出されているわけですから、教育委員会と村長部局で調整して、村長が言った数字をきちんと、教育委員会で説明したのはこれだったけれどもこういうふうになっていますということで、やっぱり説明会は必要だと思いますので、最後になりますが、その辺は答弁をいただきたいと思えます。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 本当に、何か議員の質問の内容がつかみにくいものですから、何を答弁したらいいのかわからないというのがさっきの教育長の話なんですけれども、実際にそういうふうな感じを誰がも受けるんです。これ、今津波に対して無防備ということは、埋立地が後ろにあるんですよ。埋立事業が本当に無防備で工事をされたのかということなんです。あなたはそういうふうに限定づけているんですけども、これはちょっとほかの方が見たらびっくりします。本当に村は無防備な設計で埋立事業を進めていったのかということになりはしないかと思えます。

それと教育委員会から示されたものというのは数字は出ていないはずなんです。先ほど本人から言ったように、あなたがこういうふうにはかってから、そういうふうな約と言っているんですけども、実際こういう資料があるんです。工事の資料があるんです、学校建設の。この中に国道のこういう横断歩道の高さの石がちゃんとあるんです、高さの。そこには学校との差は2メートル5センチしかありませんということです。

それとあなたが言うように、村民100%が納得するまで説明しなさいということは行政としては非常に難しいことです。そういうことでひとつ御理解いただきたいと思えます。

（「返答になっていない。説明会をやるかということですか」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） こういうものは、ちゃんと手を挙げて私語だから、私語で。

（「私語で。村長、私が先ほど言ったのは、確かに100%目指すべきだけど、全てがということではなくて、実際教育委員会が出した資料と乖離があります。スケールではかって、実際は前にグーグルマップで100メートル単位のを

出しているわけだから、それできちんと話をできることを、説明会をやってもらうことを、いつやってもらえますかと」と呼ぶ者あり)

(「議長、これ私語で追加、追加やっていったら困りますよ。答弁が変わって整合性がない」と呼ぶ者あり)

(「私が聞いているもの」と呼ぶ者あり)

(「私語だよ。私語に私がこの図面説明していいですか」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) ちょっと待ってください。

(「説明会の話、やるやると言っていたのはいつやりますか」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 副村長。

○ 副村長(島袋幸俊) 先ほど質問に対して答弁がないという話だったんですが、こちらでは質問を受けたというのではないんです。今、吉濱議員が現状であるとか、状況であるとか、あるいは自分の考えを述べたに過ぎなくて、何を聞いたのかこちらはわからないわけです。今の説明会も説明してほしいという要望なんです。するかしないかという要望を聞いていないです。それで今この結の浜の説明会については、結の浜の安心安全なことでの事業でありますので、結の浜を中心に説明会はしていきたいと思っております。その中で村民がそこに参加したいんだったら参加してもいいし、それを拒むことはありません。ただ、やはり結の浜の安心安全の施設ということもあって、結の浜中心に説明会はしていきたいと考えております。

○ 議長(平良嗣男) これで弱者を支える村づくりについての質問を終わります。

休憩します。

(午前11時06分)

○ 議長(平良嗣男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時15分)

○ 議長(平良嗣男) 次にシークワサーの振興について、吉濱 覺議員。

8番 吉濱 覺議員。

○ 8番(吉濱 覺) シークワサーの振興について。

私は、これまでの定例会で本懸案を問題視し、一般質問をしています。未だに農家が安心できるような明確な返答をしていない。次のことを伺う。

1、村長は、シークワサー安定生産等の支援等を掲げて、村民の大きな期待を寄せて就任している。しかし、昨年6月22日に産業振興課及びシークワサー産地協議会運営委員会により、平成23年に示した戦略を見直し、村のホームページで紹介をしていると言っているが、シークワサー農家は殆どが定年帰農者であって新たな戦略がどうなっているのかわからないままに、シークワサーの出荷ができない農家も少なくありません。村長が村民の声が届く村政を推進し、農家が安心して就農ができるために、シークワサー安定生産等の説明会を持つ必要があると思いますが、何時開催しますか。

2、村長は、3月定例会で研究機関がシークワサーの機能性の高さを確認し商品化に向けて提案を期待している。村として事業化できるか、補助事業できるかどうか検討したい。加工施設については、新たに村に誘致ということで今進めているが、具体的な話しは法人登録した後で話すとしていたが具体

的な戦略推進の説明を求める。

3、村特産品（シークワサー）加工施設は、基幹産業のシークワサーを主体に展開する計画で残渣（機能成分）を活用した商品化の機器も設置されているが、利用されているのか。また、シークワサー取り扱い量よりパインアップルの取り扱い量が多いと聞いているが、何故そうになっているのかその理由は何か。また、村立の工場の設置意義の説明を求める。

4、4月に平南にシークワサーパークが設置されたが村としてシークワサー振興にどのように結び付けていくのか説明を求める。

5、本村は、シークワサーの里宣言や、シークワサーの県の拠点産地指定などを受けて緑の宝石シークワサー、シークワサーは村の宝だと称賛し、村おこしのキーワードとして、村特産品加工施設は誕生した。しかし、関係者は、特産品（シークワサー）加工施設の裁判相手である「大宜味物産振興会」に管理委託する前から、三役は村自ら厳選に選定した業者である「大宜味物産振興会」とは1、2年で契約を切り、農協に委託させる、という方針である。自己決定した業者に対して自己責任は負わないことということであると証言をしている。本村のシークワサー産業の混迷はここから始まったと認識しているが、どう考えるか説明を求める。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1について、現在ホームページで公表しているため、説明会については今のところ予定はありません。

2については、シークワサーの持つ機能性について商品の表示等ができないかということに対しては、商品を販売する側が申請し表示することとなっており、補助事業の活用等ができない状況です。加工施設につきましては、民間企業が4月に村内に法人登記を済ませ、計画を進めているとのことです。

3については、加工施設整備当初に粉末機乾燥機が導入されていますが、現在、活用していません。シークワサーとパインの取り扱いについては、平成27年、シークワサーが270トン、パインが185トンとなっております。村立工場の設置意義については、大宜味村における農産加工品の生産を高め、農産物の安定生産、雇用の拡大及び地域農業の活性化を図るためシークワサー等農産物を生かした加工施設を整備し、社会のニーズに合った加工品の生産、供給体制を整備するために設置しています。

4については、これまでも村内の農家との取り引きがあると思いますので、今後とも多くの大宜味産シークワサーの取り扱いをしてほしいと思っております。

5については、平成17年度、18年度においては管理委託により運営を行っていましたが、平成19年度から指定管理制度に基づき公募して、指定管理選定委員会において選定をすることとなり、管理者が指定されることになっています。シークワサー産業の混迷は、生産の不安定と消費の伸び悩み等、いろいろ要因はあると思います。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 1番目の説明会、一応はホームページで出しているからやらないということはいかななものかなと思っています。ほとんどの人がこのホームページを見られないような農家の方で、これはただやったという既成事実だと思います。再度、再考をお願いして、また新たにシークワサーの時期に来るわけですから、それをもってきっちり説明をしてほしいと思います。口頭で、対話型。村長は就任してから対話型の村政をということで、地域懇談会をしながら非常にその件は受けておりました。

たので、やっぱりその辺を大切にしていきたいと思います。

それから2番目のシークワサー機能の問題なんですけど、今私も村内あっちこっち、このシークワサーの関係とかで行って聞いたことがあるんですけども、実際ノビレチンかな、それがいいということを行っているんですけども、この禹先生が接触しているものについては、このノビレチンを抽出するためには圧縮してから抽出するそうです。だからそれ以上のものを、今、機械を模索しているんですけども、機械を開発している人からの話も聞いています。だからその辺は事業ができるかできないかとの云々の話は、やっぱり行政も積極的にやって進めるべきじゃないかなと。

だから3番目の村が設置したシークワサー工場は、別々だと言われたら、受けた人が勝手にすると。そして設置したときと違うわけだから使われていないものもあるわけですから、その辺は産官学できちんと対応してからやるべきだと思っております。それからパイン、私が聞いているところではパインが多かったと聞いているんですけども、私の聞き違いかわかりませんが、シークワサーが270トン、パインが185トンという話だったのかなと。私は計画として、シークワサーが250トン、パインが500トンだと覚えていたんですけども、何か数字が違っているような感じがします。そして、先ほど言ったようにシークワサー工場をつくって振興していこうということであつてつくられているわけだから、シークワサーを中心に。それを積極的にやっていただきたいと。

そして4番目、5番目は関連するんですけども、やっぱりほかから言われているように、大宜味村は人材をもって資源となすと言われているんですけども、工場を建てた、首長がかわればかわっていくんだと。そしてそうすれば企業は育たないんじゃないかと。工場関係者からその辺は言われております。かわって後すぐ頓挫したというのものもあるし、その辺は設置者として、またシークワサーを拠点産地として受けた村はきちんと考えなければならぬんじゃないかと思っています。そしてさらにシークワサーパークが設置されて、村長は新しい加工場を支援していきたいと言っているんですけども、シークワサーパークは総合事務局へ行って、地域経済循環創生事業交付金を活用できないかということ。この地域経済循環創生事業交付金とは、地域金融機関から融資を受けて、事業を取り組む民間業者が事業化の段階で必要となる初期投資費用について、県及び市町村が助成する経費に対して総務省が交付金として交付しますと。それにより地域経済を生かした先進的持続可能な事業の取り組みを促進し、地域の経済循環を図ります。そしてこの5,000万円が交付の限度だけでも、村長が言われた地域からとってもらいたいと。この条件に、地元雇用創出効果、地元雇用人件費、そして地域金融機関の支援を受けつつ継続する機関、自治体の補助に対して相当程度の雇用が創生されること。それからもう1つ目に村長が言われたこと、地元産業直接効果、地元原材料の補助ということで地域金融機関の支援を受けつつ、事業が継続する間、地元の産物を原材料として購入することにより、自治体の補助額に対して相当額の地元の直接効果が創出されること。こんないい条件の話が、彼たちが持ってきたのは村長が言ったようにやってほしいというんですけども、彼たちもやりたいと。ところが前の工場をやっているときに不況でシークワサーが加工できないとき、そしてまた高値があつて別のところにいった農家もいます。それで確保できなくて、村外の農家から取り扱いが始まっています。それが自分たちが困っているときに助けた農家だということで、その信頼関係を崩したのは、お互い、村や地域の人も深く反省しなければならないんじゃないかと。せっかくなかなかいいチャンスだったのにこの5,000万円が助成できると、1農家1,000トン取り扱っていたら、キロから5円のカムバックが可能だということで、やっぱり業者は業者じゃなくて、村も産官学で不離一体だということで、本当に一緒になってやらなければならない。

せっかくつくったものも機能化されていない施設もあるわけだから、業者は業者だということはちょっと認識が及ばないんじゃないかと。やっぱり積極的に産官学で一緒にやっていくことが私は大切だと思いますが、答弁を求めます。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 何の質問だったのか、ちょっとわかりにくいところがありますけれども、各施設の整備関係について、今機能していない、使っていない機器があります。粉末機、乾燥機等ですね。これはどこが必要だということで入れたかということ、最初の管理者が村と協議をしてこれも必要だからということで設置をしております。それもその当時入れた企業も、管理をしていた企業もこれは使っていないんです。それが今残っているということは、覚議員も、ちょっと御理解しているんじゃないかなと思うんですけれども、私は大宜味ブランドを奨励していくためにはこういう加工業者の皆さんには十分理解してほしいと思っているのは、大宜味産は大宜味産として取り扱ってほしいと。沖縄全体のシークワサーを大宜味産として取り扱われたら、ちょっと産地の問題で品質が低下する可能性もあるんじゃないかなという思いもあって、今私はなかなか踏み込めないところ。踏み込めないというのは、議員がおっしゃる企業に対してなかなか支援が厳しいなという思いをしているところです。そういう意味では、私がそういうシークワサー振興を図るということで、すぐ、きょう、あすにでもできるようなことではないんです。これはどうしても1年や2年かけなければ、そういう事業も推進することができないし、答弁の中で私が4月に民間企業が登記されたということも答弁しましたけれども、この企業も加工所と機能性を生かした、成分の研究とかそういうものも含んで進めていくということを計画として進めているということでもあります。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覚議員。

○ 8番（吉濱 覚） 今村長が話されたように、使われていない施設もあると。また調整してやってきたけれども使われていないと。また新たなものについては研究機関が進めているということですが、実際、今までのこともあるんですけれども、きっちり意思疎通を図りながら進めなければまた同じことの、二の舞になるんじゃないかなと思っています。それでちょっとだめだから云々じゃなくて、それを是正させていくという必要もあるんじゃないかなと。そしてこれは審査会、村が決めることだから、村が決めたことがいい方向に行っていないことが今問題になっていると思います。それで今期のシークワサー加工場の契約のときに、私は条件つきというか、私が勝手に条件をつけて賛成に回るということだったんですけれども、指定管理者制度、実際は公募したけれども公募がいなかったと。公募がいたんだけど、この審査会ではおかしいんじゃないかということ。じゃあ、応募しなかった今の施設が一応選定されたということ。そしてその管理者制度の指針の問題を去年整備するということでいって、私も賛成に回りましたけれども、その辺は村長も先ほど、指定管理者制度をしたからそれにのっかってやったんだという話もあったんですけれども、そうしたら5年ごとにしょっちゅう企業が育たないたびに審査かけられてという問題もあるわけだから、指定管理者制度の趣旨は確かにそうですけれども、私はそのときに名護から情報を得て、紙ベース、USBももらってきて村当局に提供しています。そうしたらこの指定管理者の選定方法、公募による場合の選定方法、公募によらない場合の選定方法、この評価方式ということで、特に誰もいなかったからさせたということになるのかどうかかわからないけれども、名護の事例では総得点が配点の合計の7割以上であり、かつ最も高い得点の申請者から順次を得て、指定管理者を選定するという感じがあるんですけれども、やっぱりお互い村の考えとマッチする。また村

もその辺の研究機関とも調整しながら、どうやっていけばこのシークワサーが売れるのか。そしてどういうものを設置すればいいのかというのは村が考えて、それに適した業者と一緒にやっていくのが筋だと思うんですけども、今のような状況で審査会がうやむやにして、何も責任をとらない、何になっているのかわからないような状況で今日あるんだと思います。それで約束したものの、指針を定めたのか、それからまた今後説明会とかシークワサーは本当に、私は今、村長が言っているように別の人に任せて、それを審査するというふうな対応の感じを受けているんですけども、積極的に大宜味村はこうやっていくという姿勢を示して、業者や研究機関と調整してやるべきだと思いますが、この2点についてお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 今の質問というのはなかなか理解できないのですが、吉濱議員のシークワサーに対する思いは非常に感じました。その中でいろいろ提言という形で受けましたが、そのあたりの提言等を尊重しながら、今後もシークワサーの振興についてやっていきたいと考えております。

説明会については、全くやらないということではなくて、産地協議会の総会も近々あります。そのあたりでも説明はできると考えておりますので御理解いただきたいと思います。

（「私語。今の説明会の件は理解できる。この指針を作成すると約束したんですけども、やりましたかという、もう1点」と呼ぶ者あり）

（「やりましたかと聞いていないものだから」と呼ぶ者あり）

（「いや、いい。さっき聞いた。指定管理するときに」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 前の議会で、この指定管理についての議案を上げたときに、吉濱議員のほうから瑕疵ある議案であるという話がありました。その中で条例に基づいてやっていますということを委員会等で説明をやってきた結果、全員賛成ということで理解してもらったと思っています。この条例の改正についても今言った提言等を受けて、検討はしていきたいと考えております。

（「年内にやると言って」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） ちょっと待ってください。納得できなければもう一度。

吉濱議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書の規定によって特に発言を許します。

8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 先ほどの説明からシークワサー協議会の総会などで説明するというところを受けましたありがとうございます。

それでもう1点私が言ったのは、指定管理者制度の指針、要するに公募によらない場合の選定方法というふうな、これは業者を育てるために毎回公募して審査するかと。そうしたら業者も不安だと、いつ解約されるかという不安もあって、それで我が村だけではなくて名護もそういうことがあるからということで、議会で承認を受けたときにはその公募によらない場合の選定方法などの整備を、指針を年内に整備すると約束をしています。これは一応、議事録を見たらわかると思いますので、その件も再度確認して説明会で説明していただきたいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） この指針については、今後この設備の老朽化等において、大変財政的には厳し

い、圧迫される可能性があるので、やはりその辺を見きわめる意味でもなかなか今のところはっきりした形では出していないんですけれども、5年を満期する1年前にその選定をしていきたいという話と、それと今後は設備関係についても指定管理を受ける側に設備をしてもらうような方針とか、そういうことも検討しながら今進めていこうという思いをしておりますので、ちゃんとした形では今のところできていないので、もうしばらく検討させていただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） これではシークワサーの振興についての質問を終わります。

次に大宜味村総合計画について、吉濱 覺議員。

8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 大宜味村総合計画について。

5月に大宜味村第5次総合計画（案）の意見交換会に参加しましたが、私だけでなく大勢の方々が将来の大宜味村像に不安を感じたと認識している。次のことを伺う。

1、第4次総合計画の評価について。

2、第5次総合計画（案）について。

①目標年度・目標人口。

②自然を生かした観光振興の推進をお聞きしたいと思います。

それでこの総合評価はどのように思っているのか、まずそのほうからお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1つ目の第4次総合計画の評価については、平成18年度に策定されました第4次総合計画の実施計画に関する事項について評価をしております。

2つ目の第5次総合計画につきましては、目標年度を平成37年度とし、目標人口は3,200名としております。自然を生かした観光振興の推進につきましては、本村の特性である自然を生かした観光振興を推進していくことを総合計画審議委員会に審議していただいているところであります。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 地域住民説明会であった第4次総合計画の評価、AとBが少なく、B、Cのほうがかなり多いです。だから50点もいかなかったんじゃないかと見ております。これは誰が評価して、どういうふうに、前の総合計画が目標は高い位置に掲げて実際実行できていないというふうに、今回も住民説明会で目標はあるべきだというふうに思っているんですが、例えばこの計画の中にもいろいろ施設の問題とかあるんですけれども、実際、この人口に達しなければ機能しないという部分も出ておりますので、この人口設定というのはかなり意義、要するに骨子だと思います。その辺がおかしいというか、問題が出てくるので、この評価を自分たちで評価して、自分たちで提示してやっていると思うんですけれども、その辺から新しい計画に結びつくということになっていると思うんですけれども、この評価の値と、また後から目標年次の話をするだけけれども、この評価はどの部署でどういうふうな評価をやったのか、もう一度返答していただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 吉濱議員の質問にお答えします。

まず評価については、住民説明会でもお答えしておりますけれども、この評価は平成18年度の策定の際に実施計画書を策定して、それに指標をつけて目標を定めて評価をしております。その評価については、職員のほうで評価をしております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 評価は職員のほうでやっているという返答がありました。これは50点もいきません。それと同じような形で4次振計も将来人口を上げるような形でやってこういう結果になっていきます。5次振計の件もまた話をするんですけれども、やっぱりこの評価については甘いとは私は思っております。

あと5次振計の関係で、目標年次人口について、先ほど言ったことを踏まえたらかなり厳しいんじゃないかなと見ております。そして②の自然を生かした観光の推進、このことについて自然を生かした観光の推進、本村の自然は76%が山岳地帯の山林に囲まれ、やんばるの豊かな自然環境を形成し、貴重な固有種が生息する野生生物の宝庫と言われております。現在は本村の自然を含む奄美・琉球が我が国の世界遺産暫定リストへ記載されていることが決定されており、登録に向けての貴重な自然保護を継承する取り組みや長寿と癒やしの整備事業を踏襲しつつ、これらを生かした環境づくりを推進しますということと、あと芭蕉布の関係と根謝銘グスクもあります。そして根謝銘グスクについては、琉球王府の遺産と、本来なら一緒に文化遺産として制定されているべきだと思っておりますが、その問題についても、また文化遺産の追加認定を目指すのか、その辺を説明求めていきたいと思っております。先ほどの世界自然文化遺産の件については、見通しの件を一応答弁求めたいと思っております。よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 覺議員、もう御存じのとおり第5次総合計画は、今委員会で審議をしているところであって、今ここで説明するという事はなかなか難しいんじゃないですかね。

（「見通しです、見通し」と呼ぶ者あり）

○ 村長（宮城功光） いや、見通しとしても、今その審議をしている中なものですから、見通しとしては今ちょっと検討つかないという状況だと、私はそうしか返答できないんじゃないかなと思います。

（「根謝銘グスク追加の件で」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 今、この基本計画の第5次総合計画、村長が今言ったように、外部の審議委員会のほうに諮ってもらっております。村長の思いとして、やはり根謝銘城跡も早く何とかしたい、文化財の指定とかそういうものを受けるように何とかしたいということもあって、今回、学芸員の配置もしております。そういうこともあって総合計画の案として今審議してもらっている状況です。

○ 議長（平良嗣男） 吉濱 覺議員の質問は既に3回になりましたので、会議規則第55条の規定によって発言を許しません。

以上で吉濱 覺議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

大変御苦労さまでした。

(午前11時50分)

平成28年第5回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成28年6月9日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成28年6月9日 午前10時00分)

閉 会 (平成28年6月9日 午後2時51分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員	大 城 佐 一	6 番議員	前 田 孝
2 番議員	新 城 一 智	7 番議員	安 里 重 和
3 番議員	仲井間 宗 利	8 番議員	吉 濱 覺
4 番議員	金 城 勇	9 番議員	東 武 久
5 番議員	宮 城 辰 徳	10 番議員	平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	宮 城 功 光	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	大 城 武
副 村 長	島 袋 幸 俊	建設環境課長	新 城 寛
総務課長兼 村史編纂室長	神 里 富 松	会 計 課 長	山 城 咲 代
総務課参事	大 嶺 実	教 育 長	米 須 邦 雄
財 務 課 長	知 念 和 史	教 育 課 長	山 城 均
住民福祉課長	宮 平 和 美	選 挙 管 理 委員会書記長	神 里 富 松
企画観光課長	福 地 亮	監査事務局長	宮 城 豊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案 第31号	平成28年度大宜味村一般会計補正予算	質疑 委員会付託
2	議案 第32号	平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	質疑 委員会付託
3	議案 第33号	平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	質疑 委員会付託
4	議案 第34号	平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	質疑 委員会付託

議事日程（第3号の1）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案 第31号	平成28年度大宜味村一般会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第32号	平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第33号	平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
4	議案 第34号	平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
5	請願 第1号	パークゴルフ場の早期実現に関する請願書	委員長報告 質疑～表決

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第31号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第31号 平成28年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

- 6番（前田 孝） おはようございます。それでは予算書21ページをお願いしたいと思います。
6款1項9目のシークワサー振興費でございますが、その中で備品購入費が特産品加工施設のボイラー取りかえということで289万5,000円が計上されているわけです。この加工施設の機器類については、これまで恐らく二、三千万円は投入されていると思うんです。この指定管理者は、平成30年3月31日までの期間となっているわけですが、この指定管理者制度ができたのは御存じのように地方自治法が改正されて、指定管理者制度が創設されたということなんですが、きのう一般質問の村長の答弁の中でちょっと触れられていたんですが、この指定管理の問題、基金の問題、備品の問題に突き合わせて、現在、結の浜でやっている企業支援施設的な方式に持っていけたらどうかなと思うんです、次の更新時にはですね。そうしないと、一方はそういうやり方しているのは指定管理だからそういうやり方をするということは、また当初で設置した機器が指定管理者受けた側がこの機器では使いものにならないということでの、当初から使用しないでそのままの状態にもあると思うんです。その辺、確認のためなんです、方向づけについてお伺いしておきたいと思います。

もう1点ですね、もう1点は予算書24ページお願いします。8款3項1目河川総務費の中で、工事請負費のところなんです、これは13節委託料も含めてなんです。当初、工事請負費が8,500万円計上されていたんですが、それから1,580万円減額されて不動産鑑定料と設計委託料に振り分けされているんです。工事費が少なくなってくるというのは、工事量も少なくなるんだろうということなんです。当初、大変期待をしていたんですが、そして不動産鑑定のものが出てきているということは、当初予算には用地購入費があったんですよ、計上されているんですよ。鑑定しなくてそのままいけるのかという感じもしたんです、当初。その辺、当然工事数量については少なくなってくると思うんですが、工事費から1,580万円減額して振り分けされている理由についてお伺いしたいのと。

そして、3月の予算委員会の中でもお聞きしたんですが、確認のためにあえて本会議でお聞きしておきたいと思います。この大川の河川が、御存じのように上流のほうは非常に荒れておりまして、村道のところの浸食も非常に激しくて、村道がいつ悪くしないかなという危険性もあるのは、皆さんも現場踏査されてわかると思うんですが、3月の予算委員会の中には上流からやったらどうですかと話をしたんですが、そのときには基本設計ができてから検討しますというお話だったんですが、その施工順序についても含めてお伺いしておきたいと思います。よろしくをお願いします。

- 議長（平良嗣男） 副村長。
○ 副村長（島袋幸俊） まず、1点目の件についてお答えしていきたいと思います。

御存じのとおり、全ての備品が耐用年数を迎えてくると思います。過ぎていたものもあります。そういうこともあって修繕費がたびたびかかっているということで、行政内部のほうでもそのあたりは検討すべきだろうと、常々そういう話が出ております。議員のおっしゃったとおり、次の更新の場合に工場自体を賃貸できるかして、あと機械については、備品については借りる主が使うという、無償で借りていくという方法はできないかというのを検討している段階です。それをやる上には総合事務局あたりとの調整が必要になってくると思いますので、そのあたりも含めて検討はしていきたいと思います。そしてこの工場に絶対必要な備品があると思います。そのあたりは家主である村が持つべきだろうと思うんですが、製造する機械に対しては指定管理を受ける側でも必要な種類と必要ではない種類も出てきますので、そのあたりも精査しながら検討していきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 8款、河川費のところの事業費の財源組み替えということなんですが、当初3月議会において、不動産鑑定手数料、委託料のところについては予算計上の中で漏れておりました。その中で当初のほうは、不動産鑑定関係についてはどうにかできるんじゃないかなという話を聞いておりますけれども、これについてももう一度鑑定をし直さないといけないんじゃないかと。ちゃんとした鑑定をして用地の購入ですか、そういった形でやっていきたいということで、今回その部分の漏れをどうにか事業費の中でおさめていきたいと思っております。それで工事費のほうは1,500万円ちょっと減ることになるんですが、そこについては今後継続していく中で、全体費用の中でどうにか考えていきたい。工事については上流部分から行っていくような計画で進めております。

先ほど議員がおっしゃった、確かに上流部分、現地の基礎とか、そういうところが見えているということで、なるべく早い対応、危険な箇所からやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 今の説明でわかりました。加工施設の件については了解しておきます。

河川総務費の中で、課長からお話がありましたけれども、現在、私、この道路通って、まだ河川測量している状況なんですよ。この不動産鑑定料は全体の用地の不動産鑑定なのか、これからもまた測量を全部終了して用地購入も、今後も出てくる可能性があるのかどうか、その点、1点お聞かせいただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 今、全体計画をやっている中であります。その中でいろいろ変更等も出てくるかと思いますが、鑑定については多分今回で終わりだとは思いますが、事業を進めながら若干河川の法線をふるなど、そういうところがあった場合には変更が出てくる可能性があります。その辺は御了承をよろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では、教育委員会をお願いします。25ページをお願いします。

10款1項2目12節、細節3の手数料で旧4小学校の美化作業ということで56万4,000円計上されているんですが、これはどのような形で美化作業を依頼するのか、またいつごろ美化作業をするのか、その2点を確認させていただきます。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（山城 均） お答えします。

手数料のほうですね、旧4小学校の美化作業についてですが、まずは基本的には年4回という、作業量ということを考えております。それで何名かということではなくて、この全体予算を、今の各旧4小学校、規模もありますので、大体4名から7名ぐらいの配分を計算しまして積算しております。これはあくまでも私たちの予算の確保のための人数でありまして、今後、進め方としましては、各区の区長にまずお集まりいただきまして、地域での協力体制ができないのかとか、そういったこの地域の支援者体制を確立させて、そういう団体等と交渉しながらこの業務を進めていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） ぜひ、そういうふうな地域におろして、成人会等々の活動をされている地域もあるわけですから、区長を通して、地域の学校です。また将来的にどの小学校から跡利用が進んでいくかわからないですし、その辺を含めてしっかり各区長あたりと連携してやっていただきたいと思っております。よろしくお祈りします。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 住民福祉課長に、臨時福祉給付金の支給金についてお伺いしたいと思います。

これは平成27年度からの繰り越しで予算計上をされているわけですが、この繰越額が2,094万1,000円となっておりますが、その中の支出の内訳にも負担金補助金が1,887万円ということになって、実際の給付金は117名掛ける3万円です351万円となっておりますが、これは平成29年3月31日をもって65歳以上に給付する金額とお伺いしているんですが、そういう多額な1,800万円もの予算内訳ではあるんですが、こういった350万円の予算計上というのはいろんな査定があると思っております。その辺の詳しい内容をお伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮平和美） 大城佐一議員の質疑にお答えします。

13節の年金生活支援給付金事業補助金ですが、先ほどおっしゃったように、平成27年度の事業を繰り越した際には、対象人数が629名という判断をしましたが、対象者の抽出の誤りがございまして、今回117名が新たに対象者ということが判明しましたので、その分を計上しております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 大幅な対象人数が減ということでありましたが、その線引きに、せっかくこれは全部国、県の出資金であるし、やっぱり困窮者に対して、これは線引きはちゃんとしたものがあると思うんですが、もう少し配慮するところがあれば、その辺もきちんとした配慮があってもよかったんじゃないかなというふうに思っております。これは話を聞くと65歳になるとみんなあるというイメージを住民は何か持っているわけですね。みんな65歳以上はあると勘違いしている方がいらっしゃいますので、その辺の趣旨説明ももう少しやったほうがいいんじゃないかと思っておりますので、よろしくお祈りしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮平和美） 条件の件ですけれども、実際この平成27年度の臨時福祉給付金を支給された対象の方と、あと平成29年3月31日までに65歳以上になった方ということで対象者がなっており

ます。それから課税世帯の方に扶養されている方は支給の対象にならないということになっております。あとで委員会のときに住民に向けたチラシを準備しておりますので、参考にしていただきたいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 今、勘違いしている面もあろうかと思えます。まず、報告第7号のほうで2,000万円余りを繰り越ししております。その漏れの分が今回351万円追加ということでお願いしたいと思えます。

（「私語です。これは2,000万円の追加ということですね。2,000万円のうちの350万円ということではないわけですね」と呼ぶ者あり）

（「2,000万円の追加ではないです」と呼ぶ者あり）

（「調査の結果、ふえますよということですよ」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第31号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第32号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第2 議案第32号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第32号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第33号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第3 議案第33号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第33号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第34号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第4 議案第34号 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） それでは予算書、歳出7ページをお願いいたします。

2款1項1目公共下水道事業費についてお伺いをおきたいと思います。今回、浄化センター増設設計委託料として320万円計上されているわけですが、その財源としましては起債を予定されているようでございます。その320万円の起債の中で下水道債が160万円、過疎債が160万円と内訳はなっているかと思えます。そこで過疎計画を見ますと、平成28年度は過疎債はないわけですが、事業予定は、平成29年度から予定されているわけですが、それでこの予算の当初予算では起債は廃目ということになって、今回また復活されているわけですが、その320万円計上されるに至った経緯についてお伺いをおきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 公共下水道、これにつきましては結の浜地区のものではございます。過疎計画では平成30年ぐらいですか、そこら辺で予算はあったかと思いますが、次年度事業開始したいということで県のほうと調整を行いました。その中でどうしても設計を今年度やっけないといけなということがございまして、企画のほうとも過疎の話の中で確認をしながら今回計上しております。当初、確かに起債部分の計上はなかったと確認しております。とにかくアパートとか学校もふえた、その中で対応ができないということで、早い設計を行いながら下水道のふえた分の対応をしたいということで今回計上をしております。よろしくをお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 前倒しでの事業を進めるということ、これは結構なことだと思うんです。しかし、過疎計画の中で、過疎計画はこの前つくった時期なんですね。だから県との調整というお話なんで

すが、この過疎債はどこか余ったから大宜味村のほうに回しましょうというようなものなのか。この調整がどうなったかということですが、県との調整はなされたというんですが、当然それは調整しないと過疎債は計上できないわけです。この時期的なものが何かあったかなということでも疑問を持ったものから伺っているんですが、その辺も説明いただければそれで終わります。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（知念和史） 確かに当初には過疎債として計上はされてなく、しかし、第1次要望、2次要望とありますので、そこら辺の中で調整できる範囲内ということで、今回補正のほうで計上させていただいております。最終的に今年度の過疎債、全て獲得に向けて要望とヒアリング等を行っていきたいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第34号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。先ほど設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前10時26分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時30分）

◎諸般の報告

○ 議長（平良嗣男） これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長

の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に仲井間宗利議員、副委員長に金城 勇議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 委員会審査のため休憩します。

（午前 10時 31分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時 40分）

◎議案第31号～議案第34号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第31号 平成28年度大宜味村一般会計補正予算、日程第2 議案第32号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、日程第3 議案第33号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算及び日程第4 議案第34号 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の4件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 86号

平成28年6月9日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

予算審査特別委員会

委員長 仲井間 宗 利

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第31号	平成28年度大宜味村一般会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第32号	平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第33号	平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致

事件の番号	件名	審査の結果
議案第34号	平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致

(仲井間宗利予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長(仲井間宗利) ただいま議題となりました議案第31号から議案第34号までの4件について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、関係課長の出席を求め、6月9日午前11時予定を20分繰り上げて10時40分から審査を行いました。

議案第31号 平成28年度大宜味村一般会計補正予算、議案第32号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、議案第33号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算及び議案第34号 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の4件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長(平良嗣男) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第31号 平成28年度大宜味村一般会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第31号 平成28年度大宜味村一般会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 平成28年度大宜味村一般会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第31号 平成28年度大宜味村一般会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第32号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第32号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第32号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第33号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第33号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第33号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第34号 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第34号 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第34号 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎請願第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（平良嗣男） 日程第5 請願第1号 パークゴルフ場の早期実現に関する請願書を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大議第87号

平成28年6月9日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

総務常任委員会

委員長 吉濱 覺

請願審査報告書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	付託年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
1	平成28年6月7日	パークゴルフ場の早期実現に関する請願書	採択		

（吉濱 覺総務常任委員会委員長 登壇）

○総務常任委員会委員長（吉濱 覺） ただいま議題となりました請願第1号 パークゴルフ場の早期実現に関する請願書につきまして、総務常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、6月9日午後1時30分から紹介議員である宮城辰徳議員、安里重和議員、仲井間宗利議員の出席を求め、説明を受けた後、質疑を行い審査した結果、お手元に配布してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定しました。

請願第1号 パークゴルフ場の早期実現に関する請願書は、質疑、討論はなく、全会一致をもって採択すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告いたします。

○議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから請願第1号 パークゴルフ場の早期実現に関する請願書の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから請願第1号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第1号 パークゴルフ場の早期実現に関する請願書を採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択です。請願第1号 パークゴルフ場の早期実現に関する請願書を採択することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって請願第1号 パークゴルフ場の早期実現に関する請願書は、採択することに決定しました。

- 議長(平良嗣男) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

- 議長(平良嗣男) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第5回大宜味村議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

(午後 2時51分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員